

# 電力需給契約書（案）

1 品 名 千葉県立房総のむらで使用する電力

2 規 格

	房総のむら 南側	房総のむら 北側	房総のむら 風土記の丘
(1) 電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
(2) 標準電圧	6,600 ボルト	6,600 ボルト	6,600 ボルト
(3) 標準周波数	50 ヘルツ	50 ヘルツ	50 ヘルツ
(4) その他	仕様書に定める規格のとおり		

3 単 価 別添電力需給契約単価表のとおり

4 納入場所 千葉県立房総のむら  
千葉県印旛郡栄町龍角寺1028

5 契約期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

6 契約保証金 免除

上記電力を前記金額をもって購入するにつき、千葉県立房総のむら指定管理者（公財）千葉県教育振興財団房総のむら館長を甲とし、  
を乙として、次のとおり需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲の所有する千葉県立房総のむらで使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約単価）

第2条 契約単価は上記のとおりとする。

2 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議のうえ価格を改定できる。

（債権譲渡の禁止）

第3条 乙は、本契約によって生じる権利または義務の全部もしくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度を利用するために、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(供給の保証)

第4条 乙が接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等により定める料金は乙が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が、500キロワット以上となるときは、甲乙協議の上、契約電力を変更する。

(計量及び検査)

第7条 計量日は甲乙協議のうえ定めるものとし、乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第9条 電気料金は、契約電力に基本料金単価(税込)を乗じて得た金額(以下「基本料金」という。)に当該月における使用電力量に電力量料金単価(税込)を乗じて得た金額を加算した額(本体料金)に力率割引又は割増、当該地域の一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。)を加算した額を1月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならない。この場合において、乙は、甲及び甲の施設を使用許可されている団体に係る電気料金を算定し、それぞれ各1通の請求書を作成し、又は、請求内訳書を作成の上、請求するものとする。

2 前項の基本料金は契約基本料金単価に契約電力を乗じて算出するものとするが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。

3 甲は第1項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に百円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

4 第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(基本料金単価の改定)

- 第10条 一般電気事業者が、電気需給約款の変更等により、基本料金単価を改定することを公表した場合、甲又は乙は、甲又は乙に対し基本料金単価の改定のための協議を申し入れることができる。かかる申し入れがなされた場合、甲又は乙は誠実に協議を行うものとする。
- 2 上記の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、甲又は乙は電力需給契約を解除することができる。

(電力量料金単価の改定)

- 第11条 一般電気事業者が、電気需給契約の変更等により、電力量料金単価を改定した場合（一般電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、乙の供給する電力の電力量料金単価についても、一般電気事業者の料金改定期日と同一期日をもって、同様の改定を行うものとする。
- 2 前号における一般電気事業者の料金改定期日とは、改定された電気需給約款の実施日とする。
- 3 一般電気事業者が電力量料金単価を改定することを公表した場合には、乙は、甲に対し、速やかにその旨及び改定後の電力量料金単価を通知する。

(燃料費調整単価の改定)

- 第12条 一般電気事業者が燃料費調整単価を新たに設定、改定または廃止した場合（一般電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、乙が供給する電力の燃料費調整単価についても、一般電気事業者の燃料費調整の設定、改定または廃止と同一期日をもって、同一の内容の変更を行うこととする。
- 2 前号における一般電気事業者の燃料費調整の設定、改定または廃止の期日とは、燃料費調整の細目を規定した電気需給約款等の設定、改定または廃止の実施日とする。
- 3 一般電気事業者が燃料費調整を設定、改定または廃止することを公表した場合には、乙は、甲に対し、速やかにその旨及び変更後の燃料費調整の内容を通知する。

(機密の保持)

- 第13条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

(契約の解除)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に電力量料金単価(税込)を乗じて得た額に当該月から契約期間の満了までの月数に契約電力と基本料金単価(税込)を乗じて得た金額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第17条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第18条 本契約に関する訴訟については、千葉地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方の記名押印の上各自1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 千葉県印旛郡栄町龍角寺1028  
千葉県立房総のむら指定管理者  
公益財団法人千葉県教育振興財団  
房総のむら館長 岩崎 雅夫 印

乙

印